

# 選定療養費について 重要なお知らせ

令和4年10月1日から診療報酬改定に伴い、初診及び再診時の選定療養費の定額負担が改定されるため、以下のとおり変更します。

	対 象	金額（税10%を含む）
初診時	他の医療機関からの紹介状をお持ちでなく、当院を初診で受診される場合	改定前 5,500円 改定後 <b>7,700円</b>
再診時	状態が落ち着き、他の医療機関へご紹介させていただいた後、紹介状をお持ちにならずに再度当院の受診を希望された場合	改定前 2,750円 改定後 <b>3,300円</b>

選定療養費とは、

「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は特定機能病院および地域支援病院で行う」という医療機関相互の機能分担と連携の推進を目的として、厚生労働省により制定された定額負担制度です。

本趣旨をご理解のうえ、できる限りかかりつけ医の紹介状をお持ちくださいますようお願いいたします。

徳島赤十字病院長